

船舶事故等調査報告書

平成21年3月26日

運輸安全委員会(海事専門部会)議決

事故等番号	2008仙第59号	
事故等名	モーターボート第一渚丸運航阻害	
発生年月日時刻	平成20年11月26日10時00分ごろ	
発生場所	宮城県東松島市波島灯台の南方約5km 沖合 (北緯38° 16.2'、東経141° 11.1' 付近)	
事故等調査の経過	調査の概要:平成21年1月5日 仙台・地方事故調査官が船長、同月6日整備業者への電話聴取 原因関係者からの意見聴取:意見なし	
事実情報	船種・船名・総トン数 船番号 船舶所有者等	
乗組員等に関する情報	船長 一級小型船舶操縦士	
負傷者	なし	
損傷	なし	
事故等の経過	本船は、宮城県塩竈市桂島漁港を出港し、波島南方海域でトローリングを開始した。速力2～3ノットで航行中、うねりの影響で大きな横揺れが続き、平成20年11月26日10時00分ごろ、急に機関の回転が落ちて運航不能になった。 点検の結果、燃料フィルターにタール状のスラッジが詰まり、掃除してもすぐ再発するため、海上保安部に携帯電話で救助を要請し、仙台塩釜港に救助され入港した。当時、天候は晴れで、風力3の北西風が吹き、東方のうねりが1メートルあり、視界は良好であった。	
分析	気象・海象の関与 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 判明した事項の解析	なし あり なし 本船は、うねりの影響で船体の大きな横揺れが続き、燃料タンク底部に沈殿していたタール状のスラッジが攪拌されて浮揚し、燃料管に混入して燃料フィルターを詰まらせたため、燃料が供給されなかったものと考えられる。 燃料の消費量が少なく、消費後、常に補給して満載としていたため、燃料が古くなっていたものと考えられる。 船長が同タンクの点検、清掃を行っていなかったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船がトローリングを行うため低速で航行中、うねりの影響で船体の大きな横揺れが続き、燃料タンク底部に沈殿していたタール状のスラッジが攪拌されて浮揚し、燃料管に混入して燃料フィルターを詰まらせたため、燃料が供給されなかったことにより発生したものと考えられる。 燃料タンク底部にタール状のスラッジが沈殿していたのは、燃料の消費量が少なく、	

	消費後、常に補給して満載としていたため、燃料が劣化していたことと、同タンクの点検、清掃を行っていなかったことによるものと考えられる。
その他の事項	なし